

明石市バスケットボール協会一般（クラブチーム）規約

第1章 総 則

（名称）

第1条 この協会は、明石市バスケットボール協会と称する。

Akashi Basket Ball Association （略称：ABBA）

（所在地）

第2条 この協会は、明石市内に置く。

（目的）

第3条 この協会は、明石市内に在住もしくは在勤・在学するバスケットボール愛好家が大会の開催及びバスケットボールの普及・振興、競技の向上を通して、登録チームの相互の親睦を深めることを目的とする。

（運営）

第4条 本協会主催の大会、運営においては役員、登録チームの協力により行われるものとする。

第2章 登 録

（チーム登録）

第5条 ①登録は年度毎とし、総会当日に、所定の登録用紙に登録料を添えて、この協会の会長または理事会に提出するものとする。

②帯同審判員は各チーム必ず1名以上登録することとする。

③万一事故が発生した場合、本協会側は責任を負わない。

④登録の有効期限は、毎年3月31日迄とし毎年登録の申請をするものとする。

（登録料）

第6条 登録するチームは、別に定める登録料を納入する義務を負い、一度納入された登録料は原則として返還しない。

（登録資格）

第7条 チーム内に明石市内出身、在住・在勤・在学するものが70%以上とする。原則高校生以下の参加は認めない。ただし高校3年生の1月の大会への参加は認める。

（重複登録の禁止）

第8条 この協会内の重複登録は禁止する。登録の変更を希望する場合は、文書をもって事前に会長または理事会へ提出し、了承を得なければならない。また、了承を得るまで、そのチームや選手等は大会出場資格は与えられない。

（登録違反の禁止）

第9条 7条の規程に違反した場合は、当該チーム及び選手の大会出場を認めない。

（脱退）

第10条 次の事があった場合、本協会から脱退したものとみなす。

① チームの解散（チームからの申告による）

② 除名（第18条）

尚、本協会からの途中脱退時、年会費は返還しない。

第3章 大会規定

（大会会場について）

第11条 会場の使用については会場で規定されている使用事項を順守することとする。使用上の注意に関しては各チームにて徹底する。守られない場合は罰則を科すことがある。

(大会ルール)

第12条 日本バスケットボール協会競技規則に則って行うものとする。

(ゲーム中の服装)

第13条 ①各チームは、白・濃色のユニフォーム(0番～99番までの整数)を準備し、ユニフォーム無着用者は試合に参加できない。

尚、大会中は若い番号のチーム、又は左側記載のチームを白色とする。尚、1日に2試合あるチームは対戦相手の了承の上、会長または理事会の承諾によってユニフォームの色を変更することが可能とする。

②ユニフォームから袖が出るアンダーシャツ(インナーウェア)着用は禁止とする。但し、会長または理事会の承諾があればその限りではない。

③ 違反した場合その選手は試合出場停止とする。

(ベンチについて)

第14条 チーム登録メンバー以外のベンチ入りは原則禁止とする。

(審判・オフィシャル)

第15条 ①各試合の審判、オフィシャルは、協会が協議の上決定する。

②各チームは、レフリースーツ(グレー)と紺または黒色の長ズボン(ジャージ等)、ホイッスルを必ず用意し帯同審判への着用を義務付けること。

③ワッペン所有者は必ずワッペンを着用し、審判を実施すること。

(メンバー表)

第16条 メンバー表は協会の作成した所定の用紙に記入し試合開始10分前迄に会場本部へ提出すること。所定のメンバー表がない場合は本部にて所定用紙を発行する。

第4章 罰則、処置

(大会辞退)

第17条 大会参加としながら出場困難となった場合は、罰則を科す。

① 前日までに連絡し会長または理事会が認知した場合は罰金10,000円とする。

② 審判、オフィシャルを行わなかった場合はそれぞれ罰金3,000円とする。

(除名)

第18条 次の行為があった場合、会長または理事会の権限により罰則の対象とする。

悪質とみなした場合は協会にてチームの除名も検討する。

① 各チームの代表者・個人・チームが協会、及び試合会場でのマナーその他の理由で注意を受け、改善がなされない場合は会長または理事会の権限で、チーム・代表・個人の除名ができるものとする。

② 各チームに義務付けられている講習会への不参加、その他悪質な行為があった場合、罰則を科す。

・次大会の出場禁止

・10,000円の罰金

③ 試合の棄権、審判、オフィシャルの放棄については除名処分とする。

附則

本規約は平成27年4月1日より施行する。